

# 平成31年第1回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年1月10日(木) 13時30分から14時32分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (19名)

|        |           |           |           |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 会長     | 19番 原 心一  |           |           |
| 会長職務代理 | 3番 公文 久郎  | 5番 森安 正   |           |
| 委員     | 1番 三谷 富重  | 2番 大岸 高晴  | 4番 三木 克司  |
|        | 6番 水田 義郎  | 7番 上島 陽子  | 8番 岡田 修一  |
|        | 9番 村田 正博  | 10番 宗石 和彦 | 11番 横山 実男 |
|        | 12番 西岡 久  | 13番 堤 昭雄  | 14番 西村 広幸 |
|        | 15番 小松 和啓 | 16番 門脇 節夫 | 17番 山崎 彰  |
|        | 19番 小松 源一 |           |           |

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

|       |     |                          |
|-------|-----|--------------------------|
| 第2 議案 | 第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について     |
|       | 第2号 | 非農地証明願いについて              |
|       | 第3号 | 農地法第18条第6項解約通知報告について     |
|       | 第4号 | 農地法第4条の規定による届出について(報告)   |
|       | 第5号 | 農地法第5条の規定による届出について(報告)   |
|       | 第6号 | 香美市農用地利用集積計画について(諮問)     |
|       | 第7号 | 香美市農業振興地域整備計画の変更について(諮問) |
|       | 第8号 | その他の件                    |

6. 農業委員会事務局職員

|      |        |
|------|--------|
| 事務局長 | 西本 恭久  |
| 事務次長 | 和田 小百合 |
| 農地主幹 | 公文 正志  |
| 農地主事 | 久保井 祥太 |
| 農地係長 | 松浦 誠   |

7. 会議の概要

|   |   |  |
|---|---|--|
| 議 | 長 | 開会(13時30分)<br>皆さん、どうも明けましておめでとうございます。また今年もよろしくお願いをしたいと思います。昨年はずね、いろいろと災害が多くて日本列島全域に何かいろいろと問題が発生したと思います。今年もずね、早速熊本の方では地震が発生したとかいうこともあってずね、災害の無い年になればいいかなあというふうに思ってます。また、今年皆さん方もご承知のように、改選の年でありまして、皆さん方それぞれ、暮れの会とか、初寄りとか等々ですずね、新しい役員さん、また引き続いてやっていただけたというふうなこともあるかと思いますが、決定をほとんどがされておると思いますが、本日付けをもってずね、委員さんが10名、推進委員さんが6名の書類を提出を致しております。まだまだ人数的には足りませんが、一応締め切り18日となっております |
|---|---|--|

ますので、それまでにですね、ごめんなさい、農業委員さんで6名、推進委員さんで4名、合わせて10名です。ちょっと私勘違いしてました。そういうことですので18日までにはですね、是非とも全員の、皆さん方が揃うように提出をして頂きたいと思います。近づいてまいりましたらですね、またいろいろと催促の電話等もさせていただくかもわかりませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは今年最初ですね、会にしたいと思いますのでよろしくお願いを致します。

すいません、ちょっとこう様式が変わっておりますが、事務局の方より訂正事項がぼつぼつあるというふうに聞いておりますのでその点について先にご報告をお願いします。

事務局

公文です。今年もよろしくお願ひ致します。今回からですね、議案書について様式が変わっております。平成28年4月から全国で一元化された農地台帳システムっていうのが稼働されておまして、今後の農地台帳の公表とかですね、農地ナビでのことなどによってですね、公表する必要がありますので、香美市においてもそれに移行する準備を進めてきております。議案書については平成31年の第1回から、定例会からシステムでの作成をしました。今後はですね、農家台帳とか証明についてもシステムでも発行していくように進めていきたいと考えております。

それではすいません、議案書の訂正に移りますが、箇所が多くてあれなんです、まず1ページ目の申請番号1番、いちばん上の右端の備考欄の資料1の隣、661,000円とあるのを1,000,000円と訂正をお願いします。661,000円を1,000,000円です。

次に3ページ、申請番号9番、1番上ですが、こちらも備考欄に600,000とありますが、573,248、573,248に訂正をお願いします。

次に5ページ、申請番号2番ですが、こちらの申請がちょっと同意書の提出が間に合わなかったもので、一応できてるということでしたが、手元へ届かなかったもので今回は、それを確認できてからということ次回ということ取り下げということです。

次に1ページ、申請番号5番の地番844(1)と有りますが、この(1)を削除して下さい。それから右にいきまして、面積、2,735、有りますが、2,904㎡の内2,735となります。2,904㎡の内2,735に変更をお願いします。

次に13ページ、申請番号9番の地番、2,130(1)を2,116、2,116に変更をお願いします。次に面積、同じ9番の面積、852を1,588、852を1,588に訂正をお願いします。

次に15ページ、申請番号12番の地番が13と有りますが、これを752でその下段に地番が入ってませんが、753、752と753へ訂正をお願いします。

議案書は以上で写真資料、すいません、資料1-3、右上の資料番号で資料1-3の住宅地図の中にある地番の訂正をお願いします。1,039とあるのを1,639、赤く位置を示した中に地番をふっておりますが、1,039を1,639、その隣の1,038を1,638に訂正をお願いします。次のページですが、写真の中に黄色の数字で1368とある分を1638、1369とあるのを1639に訂正をお願いします。

すいません、あと資料1-3の上段位ある土地の所在地ですが、土佐山田町字古町1638、外1筆、資料1-4も同じようにお願いします。

最後に資料4~8補足資料というのが、郵送した資料、これですね、すいません、1番左上の農地法施行施行令となっておりますので施行を1つ削除して下さい。訂正は以上ですが、どこかわからない部分が有ればもう1度言いますので。

委員 (10 番) 最後の言うて。

事務局 最後ですか。

委員 (10 番) うん。

事務局 資料 4～8、補足資料っていう部分の左上の 1 番上の農地法施行令となっているのを施行を 1 つ削除して下さい。以上です。大変申し訳ありませんでした。

議長 以上補足説明が終わりましたのでただ今より会議を進めていきたいと思しますのでよろしくお願いをしたいと思います。私の方で手ばかりがありまして今日の署名に横山委員と西村委員にお願いをしますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それではただ今より、議案に沿って進めてまいりたいと思しますのでよろしくお願いを致します。

それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

1 番、譲渡人、  
、  
、申請地は土佐山田町字古町 1 6 3 8 番、地目は畑、面積は 5 1 9 m<sup>2</sup>、外 2 筆、計 3 筆で合計 2, 3 8 9 m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は 8, 6 1 1 m<sup>2</sup>、譲渡理由は高齢化による経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は 1 で 1 0 a 当り 1, 0 0 0, 0 0 0 円で総額 2, 3 8 9, 0 0 0 円です。

2 番、譲渡人、  
、  
、申請地は土佐山田町山田字西ノ芝 1 5 3 7 番 1、地目は畑、面積は 9 9 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 2 筆で合計 1, 2 7 9 m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は 8, 6 1 1 m<sup>2</sup>、譲渡理由は高齢化による経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は 2 で 1 0 a 当り 6 0 0, 0 0 0 円で総額 7 6 7, 4 0 0 円です。

3 番、譲渡人、  
、  
、申請地は土佐山田町山田字古町 1 6 6 9 番、地目は畑、面積は 6 6 1 m<sup>2</sup>、譲受人の耕作面積は 8, 6 1 1 m<sup>2</sup>、譲渡理由は高齢化による経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は 3 で 1 0 a 当り 5 0 0, 0 0 0 円で総額 3 3 0, 5 0 0 円です。

4 番、貸人、  
、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛り下モ 2 4 9 番、地目は田、面積は 4 3 9 m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は研究のため、権利の種類は賃貸借権設定、資料は 4 で 1 0 a 当り 5 0, 0 0 0 円で総額 2 1, 9 5 0 円です。

5 番、貸人、  
、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛り下モ 2 5 6 番、地目は田、面積は 2 8 0 m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は研究のため、権利の種類は賃貸借権設定、資料は 5 で 1 0 a 当り 5 0, 0 0 0 円で総額 1 4, 0 0 0 円です。

6 番、貸人、  
、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛り下モ 2 5 4 番、地目は田、面積は 2 6 4 m<sup>2</sup>、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は研究のため、権利の種類は賃貸借権設定、資料は 6 で 1 0 a 当り 5 0, 0 0 0 円で総額 1 3, 2 0 0 円です。

7番、貸人、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛り下モ253番、地目は田、面積は337㎡、外1筆、計2筆で合計558㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は研究のため、権利の種類は貸貸借権設定、資料は7で10a当り50,000円で総額27,900円です。

8番、貸人、  
、借人、  
、申請地は土佐山田町宮ノ口字庄屋池掛り下モ250番、地目は田、面積は228㎡、外2筆、計3筆で合計727㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は研究のため、権利の種類は貸貸借権設定、資料は8で10a当り50,000円で総額36,350円です。

9番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は土佐山田町宮ノ口字後田770番、地目は田、面積は314㎡、譲受人の耕作面積は5,337㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は9で10a当り573,248円で総額180,000円です。

10番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は土佐山田町宮ノ口字後田771番、地目は田、面積は244㎡、譲受人の耕作面積は5,337㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転贈与、資料は10です。

11番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は土佐山田町宮ノ口字スス原513番、地目は田、面積は333㎡、譲受人の耕作面積は7,363㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転贈与、資料は11です。

12番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町美良布字西十居屋敷431番、地目は田、面積は1,063㎡、外1筆、計2筆で合計1,623㎡、譲受人の耕作面積は30,938㎡、譲渡理由は労力不足のため経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は12で10a当り1,500,000円で総額2,434,500円です。

13番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町吉野字北屋敷173番1、地目は田、面積は640㎡、外2筆、計3筆で合計2,810㎡、譲受人の耕作面積は895㎡、譲渡理由は子へ贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は13です。

14番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町下野尻字八反地桑ノ内377番、地目は田、面積は198㎡、譲渡理由は子へ贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は14です。

15番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町下野尻字八反地桑ノ内373番、地目は田、面積は595㎡、譲渡理由は子へ贈与、譲受理由は親より受贈、権利の種類は所有権移転贈与、資料は15です。

16番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町清爪字柳ノ木470番・471番合併、地目は田、面積は224㎡、譲渡理由は贈与、譲受理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転贈与、資料は16です。

17番、譲渡人、  
、譲受人、  
、申請地は香北町太郎丸字高森244番・2

46番合併、地目は田、面積は376㎡、譲受人の耕作面積は9,919㎡、譲渡理由は農業廃止、譲渡理由は隣接地の取得、権利の種類は所有権移転売買、資料は17で10a当り265,957円で総額100,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長  
事 務 局

議案第1号のですね、農地法3条の説明がありましたが、すいません、補足説明がありますのですいませんよろしくお願いします。

資料の4～8、補足資料という、ホッチキス止めの3枚資料になってますが、そちらと写真資料と調査書を準備していただいて、4番から8番ですが、こちらは高知工科大の東側にある農地を[ ]が借り受けて研究用の次世代施設園芸ハウスを建てる計画をしております。そのハウスを使って環境制御や作物の育成の情報の解析、また木質チップによる熱電供給システムのハウス内への配熱、発生した電気を送るなどの研究を行うということです。写真資料の4～8です。すいません。4～8をそれぞれ見て頂かんと場所があれですが、駐車場の東側の長方形の部分の借り受けるっていうことで全部で8筆で面積は2268㎡となっております。この補足資料を使って説明をします。今回のですね、この貸借については農地を、権利移動の不許可例外規定に該当する案件になります。その法令を抜粋したものが1枚目です。ちょっと、この資料を読んで説明をしていきたいと思えます。農地法第3条では農地を取得するための要件について示しております、但し書きでここに載っている農地法施行令第2条、これに該当する法人となればですね、例外規定に該当するということになるんですが、ちょっと読んでいきます。農地法施行令第2条がありまして、そこに網掛けをしているところですが、「その権利を取得しようとするものが、その取得後において耕作に供すべき農地の全てについて耕作を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。」借りる農地を全て耕作に使うということ、次の網掛けのハっていうところで、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものということでここに該当してきます。その農林水産省令というのがですね、農地法施行規則に書かれてまして1番下の網掛けのところですが、上の農地法施行令で定める、農林水産省令で定めるものは、学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他ということで、学校法人がこれにあたるということになります。

次に3条調書を、受付番号4番～8番までがそのくになるんですけど、どこ見て頂いても譲渡人以外の内容は同じなんですが、左側に全部効率利用、項目第1号全部効率利用から1番下の地域調和という、こういった項目を満たす必要があるんですけども、今回のこの例外規定に該当する場合には全部効率利用というところと1番下の地域との調和ってところがクリアされれば貸借は可能っていうことになります。今現在、[ ]は農地を持っていないので、これから借りるこの農地について効率的に全部使えるかっていうところと、あと地域との連携がうまくできるかってところになってきます。

次に補足資料の2ページめですが、こちらが工科大学、今回の研究でハウスを建てて研究する主な内容のものです。次世代ハウスを建てて発熱とかですね、先程言いました環境制御とか、そういった研究をするということです。次の3ページが、これは高知県で行われる次世代農業型の推進の全体図、全体の体制図ということで矢印の型、表が表というかフロー図みたいのがあるんですけど、IOP推進機構ってのが立ち上がって、そこを中心に拡大、大学とか県、JAとかですね、生産農家が関わっていくというふうなことになっております。次の、これは内閣府の交付金事業を受けて同じようになっているようです。最後には新聞に載った記事をつけております。補足についての説明は以

上です。

議 長 それで全部かね。

事 務 局 全部、ごめんなさい、10番と11番が所有権の移転贈与になってますが、自分とところに近い農地をお互いに交換するという内容です。それと13番ですが、今13番の耕作面積が895㎡ですけれども、今回の農地を取得することによって香北町の下限面積である3000㎡の基準を満たすことになっております。以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思いますが、その前にですね、■■■■さんが関係をしておりますので、すいません、ちょっと退席をして頂いてですね、16番のみ先に審議をしたいと思いますが。

—————■■■■ 委員退席 —————

議 長 この件につきまして何かご質問はありませんか。本人が出ていかんと妙に聞きにくいかね。すいません、何かご質問は有りませんかかね。  
かまわざったら、私から、申請書の理由に贈与になってますが、何か縁故関係か何かになってますか。そうじゃない。

事 務 局 縁故関係では多分無いと思います。もう、よう作らないので頼まれたというふうには聞いてますけども、ちょっとそこは確認が取れてないですね。

議 長 ただほら渡し人がですね、■■■■さんでよね、受け人が■■■■さんになっちゅうきよ。■■■■さんが贈与するってことよね。本人がその、よう作らんっていうのは。

事 務 局 ごめんなさい、勘違いしちよった。■■■■さんが。

議 長 受ける方じゃないで、書類で間違い。

事 務 局 ごめんなさい。ちょっと勘違いしちよった。

議 長 本人に聞かなあいかん。

事 務 局 そうですね。ごめんなさい。

委員 (16 番) 16-1の1の矢印の上は、これは■■■■の土地。ほいたら、いわゆる近くじゃき、分けて欲しいってことで済んだらうけど。本人が1番ましやろう。登記にお金があるき。お前がやれやっていう話じゃないらうかと思うけど。想像する。

委員 (15 番) この赤土って、上の方に■■■■の家があらあね。

委員 (16 番) この田んぼがそうじゃないらうかと思う。続けてじゃき。

事 務 局 この対象地ですけど、管理者は■■■■さんで、中山間の直接支払い制度の登録も■■■■さんのお名前ですれちよって、ずっと■■■■さんが当たって作りよって、実質■■■■さんが管理しゅうき、あげるってことだと思いがですけども。

委員 (16 番) 聞いてき。本人に聞いてくるばあ、本人が人らいでも。

議 長 ■■■さんの土地ではあるけれどもずっとこの■■■さんに作ってもらいました。お母さんの時代からということですか。

事 務 局 この4年前からは確実です。

議 長 それで今回、■■■さんに作ってもらうために、もうあげると。

委員（16番） はい、あのね、■■■さんがずっと作りよった関係で、もうお前にやるき、作ってくれえと、ほんで登記料もわしがやっちゃおき、どうぞ作ってくれえということとで贈与らしいです。全部■■■さん持ちで作ってくれえと。

議 長 補足説明もありましたが、皆さん方ご納得をいけましたかね。■■■さん、他にもこんな土地があったら是非近所の方は譲ってもらったらえいと思います。何かご質問は有りませんか。こういう例がですね、これから先、ひょっとこう、よう作らんなったりしたのが出てくるかもわかりませんが、何かこの機会に質問をしてですね、詳しく聞いてみたいとかいうことがあればですね、ぜひ質問をして頂きたいと思います。格段無いようですので16番のみ採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。賛成頂きますかね。

———異 疑 な し———

議 長 はい、わかりました。すいません、入ってもらって。

———■■■委員着席———

議 長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、他の案件について、全ての案件についてですね、皆さん方からご質問を受けたいと思いますが、何か有りませんか。格段無いということで構いませんか。

———異 疑 な し———

議 長 格段無いようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それでは続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号農地法第4条による許可申請について説明します。  
1番、申請人、■■■、■■■、申請地は香北町吉野字願常寺1089番、地目は畑、面積は125㎡の内33㎡、転用目的は納骨堂1基、建築延面積は33㎡、申請事由は現在有る墓地が不便なところに有るため、現住所の近い便利の良い管理のしやすい申請地に建設するものです。農地区分は第2種農地（その他）、資料は18、調査員は宗石委員です。  
申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種のうちのいずれも要件にも該当しない農地であるためその他2種農地であると判断されます。  
以上です。

議 長 宗石さん、すいません。

委員（10 番） はい、これは国道 195 号線を南に入った香北体育センターの近くにある。畑  
であります。ここら辺は山のちよっと中腹でありまして水が全然無くて、野菜と  
田も作れないような土地でして墓がたくさんあります。資料 1 の隣の杉間いじ  
やなし、何か間いがあるところは、去年ですか、■■■■さんて方に墓を認めて頂い  
てもうすでに建っておりまして、何も問題は無いと思われまして。以上です。

議長 はい、有難うございました。  
議案第 2 号の農地法第 4 条の申請ですが、質疑を行いたいと思ひますが、何か  
ご質問は有りませんか。18-1 の下の航空写真を見ますと周辺にですね、こ  
の右側の資料 18-2 の今度予定地の右側には大きな木が見えますけど、左下の  
航空写真では妙に見当たらんけど、この写真はけっこう古いついていうことや  
お。何か場所が違うって感じがするけど。

事務局 航空写真は 26 年。

議長 あっそう、26 年。点々点で囲うちゅうやんか。黄色の枠で点々点で手前の端  
の角いところが、墓にやる予定地やろう。それからずっと右を見るとよね、結  
局、右を見ても奥の方、ずっと奥の方やったらわかるけど。

事務局 奥です。

議長 奥かえ。他に何か質問有りませんか。格段無いようですので採決に入りたい  
と思ひますが、ご異議ございませんか

———異 疑 な し ———

議長 はい、それでは議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について原案  
通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして、議案第 3 号非農地証明願ひについての説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号非農地証明願ひについて説明致します。

1 番、申請人、■■■■、■■■■、申請地は香北町永野  
字大本宮ノ床 909 番、地目は田、面積は 340㎡、外 10 筆、計 11 筆で合計  
2,714㎡、非農地化した理由は、各申請地とも、平成 3 年に申請者が 942  
番（外 2 筆）を相続により取得した頃から耕作放棄状態。原野化として現在に至  
る。910 番及び 911 番については、昨年土砂崩れの危険による法面工事をした  
ため造成し、雑種地の状態になっている。調査員は小野川推進委員で資料は 2  
0 です。

2 番、申請人、■■■■、■■■■、申請地は物  
部町格佐古字猪野込 1581 番地ロ、地目は畑、面積は 2,677㎡、非農地化  
した理由は、周囲が山林であり、耕作条件も悪い為、30 年以上耕作放棄し、昭  
和 47 年に植林し、現在に至る。調査員は公文委員で資料は 21 です。

3 番、申請人、■■■■、■■■■、申請地は物部町  
格佐古字猪野込 1581 番地イ、地目は畑、面積は 2,330㎡、非農地化した  
理由は、耕作条件も悪く、周囲とも相談の上、昭和 47 年に植林し、現在に  
至る。調査員は公文委員で資料は 22 です。

以上です。



議 長 有難うございます。補足説明をお願いします。

推進委員 (14番) はい、番号1番を説明致します。資料20-1ですが、場所は永野から谷相、横谷を含む市道永野横谷線の上に大元寺と大元神社があります。そのまた上になが、非農地としてお願いしているところです。周囲は資料の20-2と3を見ると原野という説明もありますが、大元寺の裏がつえて法面の工事をして、今雑種地となっているような状態です。周囲は山に囲まれていて非農地として皆が認めているところで問題は無いと思います。以上です。

議 長 はい、有難うございました。すいません、公文さんお願いします。

委員 (3番) 申請番号の2番と3番について説明を致します。2番と3番は兄弟で申請が出ております。2番の方、資料21の方を見て下さい。1のところの写真で矢印のあるところがありますが、このところが格佐古から猪野々についておる林道が見えております。それから右側の方は下の格佐古川が見えております。その丸で囲んでおりますが、その部分が申請番号2の申請地になっております。それから申請番号3が資料の22-1、航空写真で矢印が同じような、これ隣接してありますので並んで今回申請が出ております。同じ場所になります。周囲も全て林地になっておりますので何の問題もないと思います。以上です。

議 長 以上で議案第3号の非農地証明願いの説明がありましたが、ただ今より質疑を行いたいと思います。何かご質問は有りませんか。格段質問も無いようですが、採決に入って構いませんか。

———異 疑 な し ———

議 長 それでは議案第3号非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全 員 挙 手 ———

議 長 はい、どうも全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第4号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。  
1番、貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町加茂字山本前田488番、地目は田、面積は264㎡、外1筆、計2筆で、合計568㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年11月20日、解約理由は転用のためです。  
2番、貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町影山字カヂヤシキ269番1、地目は田、面積は109㎡、外4筆、計5筆で、合計1,439㎡、成立日、解約日、引渡日ともに平成30年12月5日、解約理由は売買のためです。  
以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告ですが、ご質問があれば受けたいと思いますが、何か質問は有りませんか。格段無いようですので、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさ

せていただきたいと思います。

続きまして、議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。説明をお願い致します。

事務局

議案第5号経営基盤強化促進法農用地集積計画について補足説明をします。はじめに農地流動化事業の売買について説明します。議案書の方が9ページ、資料は23になります。

1番、譲渡人は[ ]、譲受人は[ ]さんでニラを栽培します。申請地は、土佐山田町植の田で、面積は3,648㎡、権利の設定は、所有権移転売買、売買価格は8,040,000円になります。

次に、貸借による利用権設定について説明します。議案書の方は10ページからになります。

2番3番4番は、[ ]による貸借事業となります。資料の方が24～26のとおりで、香北町菰生野の農地、土佐山田町須江の農地、香北町美良布の農地をそれぞれ[ ]が購入した後、2番と4番については[ ]が、3番については、[ ]さんが契約することになっております。

5番は、再設定で土佐山田町下ノ村の農地を、[ ]が借り受け、ソルゴーを栽培します。賃借権で期間は5年です。

6番は、新規設定で土佐山田町山田の農地を、[ ]の方が借り受け、オクラを栽培します。賃借権で期間は5年になります。

7番は、再設定で土佐山田町須江の農地を、[ ]の方が借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

8番9番は、新規設定で土佐山田町下ノ村と山田の農地を、[ ]が借り受け、生姜を栽培します。賃借権でどちらも期間は5年です。

10番は、新規設定で土佐山田町中組の農地を、[ ]の方が借り受け、ネギを栽培します。賃借権で期間は10年になります。

11番は、新規設定で、土佐山田町神通寺の農地を、[ ]の方が借り受け、野菜を栽培します。使用賃借権で期間は10年です。[ ]さん、所有者の方の娘さんになります。お嫁さんに行かれて苗字が変わられたということで[ ]さんになってますが、実際娘さんです。

12番は、再設定で土佐山田町須江の農地を、[ ]の方が借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は3年です。

13番14番は、再設定で香北町五百蔵の農地を、[ ]の方が借り受け、大葉を栽培します。賃借権で期間は15年です。

15番は、新規設定で香北町谷相の農地を、[ ]の方が借り受け、ネギ・オクラを栽培します。賃借権で期間は5年です。

16番は、新規設定で香北町美良布の農地を、[ ]の方が借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は10年です。以上になります。

議長

以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段有りませんか。格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

-----異 疑 な し -----

議長

それでは議案第5号香美市農用地利用集積計画の諮問であります。賛成の方の挙手をお願いします。

-----全 員 挙 手 -----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第6号その他の件の件ですが、前回の会の時にそれぞれ物部、香北、山田のですね、下限面積も今までの従来どおりでいいのかということで皆さん方にちょっと協議をして欲しいというふうなことをしておりました。山田につきましてはですね、今までどおり40aでいきたいということで決定を致しました。他は。

委員(3番) 物部30aで

議 長 物部30a。はい。

委員(5番) 香北も30a。

議 長 一緒に、はい。物部、香北につきましては今までどおり30aということで決定をしておるといことになってますので一応皆さん方にご了解を頂いておきたいとご異議ございませんかね。

——異 疑 な し——

議 長 わかりました。有難うございました。  
それではまた1年間この面積でいきたいと思しますのでよろしくお願いを致します。その他の件についてはですね、以上で終わらせていただきます。少し休憩をしてですね、農用地利用の最適化推進委員の意見交換会を行いたいと思しますので、40分頃まで休憩して皆さん方が集まり次第始めたいと思しますのでよろしくお願いをしたいと思います。

閉会 (14時32分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長 原 心 一 (原)

署 名 人 橋 山 宝 男 (橋)

署 名 人 西 村 元 幸 (西)